

認定後の届出義務

認定を受けた方は、次のような届出義務がありますので、事由が生じたときは、すみやかにお住まいの町村窓口届け出てください。

届出を必要とするとき	届出の種類等
毎年8月1日～8月31日 (全ての受給者) ※所得制限により手当の支給が停止される方も必ず届を出してください。 (児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件に該当する方)	現況届 (この届を出さないと8月以降の手当が受けられなくなります。また、2年間この届を出さないと資格を失います。) 一部支給停止適用除外事由届出書 (この届を出さないと児童扶養手当の2分の1が支給停止となる可能性があります。)
対象児童が増えたとき	手当額改定請求書 (請求した翌月から手当額が増額されます。)
対象児童が減ったとき	手当額改定届 (対象児童が減った日の翌月から手当額が減額されます。なお、過払いがあるときは返納することになります。)
所得の高い扶養義務者と同居又は別居するなど現在の支給区分が変更となるとき	支給停止関係(発生・消滅・変更)届 (事由が発生した翌月から変更になります。)
受給資格を喪失したとき (次表1～8に該当)	資格喪失届 (資格を喪失した日の属する月まで手当が支給されます。なお、過払いがあるときは返納することになります。)
受給者が死亡したとき	受給者死亡届 (戸籍法の届出義務者が14日以内に届け出てください。)
手当証書をなくしたとき	証書亡失届